

概要 第5次岡崎市障がい者基本計画(中間見直し)・第7期岡崎市障がい福祉計画・第3期岡崎市障がい児福祉計画(案)

計画の位置付けと期間

- ①障がい者基本計画 <令和3年～令和8年> ※中間見直し
障害者基本法に基づく市町村障がい者計画として、国の障害者基本計画や愛知県の障害者計画を踏まえつつ、岡崎市における障がい児・者に関する施策の基本方針などを示す計画
- ②障がい福祉計画 <令和6年～令和8年>
障害者総合支援法に基づく市町村障がい福祉計画として、厚生労働省が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえつつ、岡崎市における障がい福祉サービス等の見込量とその確保策などを示す計画
- ③障がい児福祉計画 <令和6年～令和8年>
児童福祉法に基づく市町村障がい児福祉計画として、厚生労働省が示す基本指針を踏まえつつ、岡崎市における障がい児通所支援等の見込量とその確保策などを示す計画

第5次岡崎市障がい者基本計画(中間見直し) ⇒ 法整備の状況等を踏まえつつ見直し

【基本理念】思いやり つながりあって 自分らしく生きる都市(まち)岡崎

この基本理念は、令和3年から改正や施行された法律や条例の内容を含んだものである。

継承

引き続き目指す

障がいの有無にかかわらず、皆がともに生き、ともに安心して暮らせる社会

～基本理念の考え方について～

- ◎「思いやる」＝「連帯」(ノーマライゼーション)
障がいの有無にかかわらず、地域で生活が送れるような環境を整え、ともに生きる社会をめざす
- ◎「つながりあう」＝「社会的包摂」(ソーシャルインクルージョン)
障がいの有無にかかわらず、互いに個性と人格を尊重し、支えあう社会をめざす
- ◎「自分らしく生きる」＝「復権」(リハビリテーション)

◇基本目標(1)ともに「思いやり」とともに生きるまちづくり
～重点施策 障がい者への理解の啓発と配慮の促進～

<関係施策>

- ・理解の啓発と配慮の促進
- ・福祉教育の推進
- ・障がい者団体等への支援
- ・情報の取得と活用、意思疎通支援の推進 <拡充>
- ・障がい者にやさしい公共空間の確保
- ・移動手段の確保

◇基本目標(2)互いに「つながりあい」支えあうまちづくり
～重点施策 障がい児支援の充実～

<関係施策>

- ・乳幼児期の適切な保健・療育の確保
- ・就学前教育・保育、放課後対策の充実
- ・学校教育の充実
- ・特別支援教育推進体制の確立
- ・スポーツの推進
- ・文化芸術活動の推進
- ・一般就労の促進
- ・行政による障がい者雇用等対策の強化
- ・福祉的就労の充実
- ・行政による障がい者雇用等対策の強化
- ・地域福祉活動の活性化
- ・防犯、防災のまちづくりの推進

◇基本目標(3)あらゆる障がい者が「自分らしく生きる」まちづくり
～重点施策 切れ目ない相談支援～

<関係施策>

- ・相談支援体制の充実
- ・日常生活への支援の充実
- ・日中活動への支援の充実
- ・権利擁護の推進
- ・サービスの質の向上と人材確保の推進
- ・地域医療・医学的リハビリテーションの充実

第7期岡崎市障がい福祉計画・第3期岡崎市障がい児福祉計画 ⇒ 国の基本指針に即して策定

◇成果目標

- (1)施設入所者の地域生活への移行
- (2)地域生活支援の充実
- (3)福祉施設から一般就労への移行等
- (4)障がい児通所支援の提供体制の整備等
- (5)相談支援体制の充実・強化等
- (6)障がい福祉サービス等の質の向上のための体制構築

◇障がい福祉サービス等の見込量
・訪問系 ・日中活動系

◇地域生活支援事業の見込量
・理解促進研修・啓発事業
・自発的活動支援
・相談支援
・成年後見制度利用支援事業 等

◇障がい児通所支援等の見込量
・障がい児通所支援
・障がい児相談支援
・子ども・子育て支援等

岡崎市における見込量とその確保策

定める

<計画の策定に向けて>

